○厚生労働省告示第五百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号(1005)を(1010)とし、(840)から(1004)までを(845)から(1009)までとし、(839)を(843)とし、その次に次のように加える。

(844)　ボノプラザン

第八号中(838)を(842)とし、(820)から(837)までを(824)から(841)までとし、(819)を(822)とし、その次に次のように加える。

(823)　ベムラフェニブ

第八号中(818)を(821)とし、(616)から(817)までを(619)から(820)までとし、(615)を(617)とし、その次に次のように加える。

(618)　ニチシノン

第八号中(614)を(616)とし、(215)から(613)までを(217)から(615)までとし、(214)を(215)とし、その次に次のように加える。

(216)　過酸化ベンゾイル

第八号中(213)を(214)とし、(195)から(212)までを(196)から(213)までとし、(194)の次に次のように加える。

(195)　エンパグリフロジン

○厚生労働省告示第五百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一の一中(211)を(215)とし、(155)から(210)までを(159)から(214)までとし、(154)を(157)とし、その次に次のように加える。

(158)　ノナコグ　ガンマ（遺伝子組換え）

別表第一の一中(153)を(156)とし、(112)から(152)までを(115)から(155)までとし、(111)を(113)とし、その次に次のように加える。

(114)　セクキヌマブ（遺伝子組換え）

別表第一の一中(110)を(112)とし、㊲から(109)までを㊴から(111)までとし、㊱を㊲とし、その次に次のように加える。

㊳　エロスルファーゼ　アルファ（遺伝子組換え）

別表第一の一中㉟を㊱とし、㉞を㉟とし、㉝を㉞とし、㉜の次に次のように加える。

㉝　エフラロクトコグ　アルファ（遺伝子組換え）

○厚生労働省告示第五百六号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条の表百五十二の項から百六十八の項までを削り、同表に次のように加える。

百九十五	イソシアン酸メチル	○・一パーセント未満
百九十六	イソホロン	○・一パーセント未満
百九十七	二―イミダゾリジンチオン	○・一パーセント未満
百九十八	オクタン（ノルマル―オクタンに限る。）	一パーセント未満
百九十九	クロロピクリン	一パーセント未満
二百	ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（二―エチルチオエチル）（別名ジスルホトン）	○・一パーセント未満
二百一	しよう脳	○・一パーセント未満
二百二	チオ尿素	○・一パーセント未満
二百三	チオりん酸O・O―ジメチル―O―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン）	一パーセント未満
二百四	デカボラン	一パーセント未満
二百五	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	○・一パーセント未満
二百六	一―ナフチル―N―メチルカルバメート（別名カルバリル）	一パーセント未満
二百七	ニトリロ三酢酸	○・一パーセント未満
二百八	N―［一―（N―ノルマル―ブチルカルバモイル）―一H―二―ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	○・一パーセント未満
二百九	フェノチアジン	○・一パーセント未満
二百十	ブロモジクロロメタン	○・一パーセント未満
二百十一	一―ブロモプロパン	○・一パーセント未満
二百十二	ペンタボラン	一パーセント未満
二百十三	ほう酸ナトリウム（四ホウ酸二ナトリウム十水和物に限る。）	○・一パーセント未満
二百十四	メチルヒドラジン	○・一パーセント未満